

令和3年4月20日

保護者各位

浦添市長 松本 哲治

暴風雨時（台風等）及び緊急災害時の保育の取扱いについて

暴風雨時（台風等）の市立こども園の開園・閉園につきましては、路線バスの運行状況を基準として対応しており、以下のとおりとなっています。

路線バスが運行開始する場合

- 1 暴風警報が発令されていても、路線バスが発車から運行される場合は通常の開園となります。
- 2 路線バスが途中から運行開始された場合は、開始時刻から1時間後に開園します。
- 3 午後3時以降に、路線バスが運行開始された場合は休園となります。

路線バスの運行中止が決定された場合

- 1 登園後に、路線バスの運行中止が決定された時点で、速やかにお子さまのお迎えをお願いします（お子さまの安全を考慮し、遅くとも2時間以内には、迎えられるようお願いいたします）。

給食提供について

- 1 午前6時半までに暴風警報が解除された場合→通常どおり給食の提供ができます。
 - 2 午前6時半以降に暴風警報が解除された場合→弁当持参もしくは、昼食を済ませてから、登園して下さい。
- ※ 注）原則的な対応としますが、その他食材の搬入ができない等、特別な場合がある際には給食の提供ができない可能性があります。

※ 協力願い ※

- 1 暴風時のお子さまの送迎につきましては、保護者が責任を持って対応し、事故のないよう十分お気をつけ下さい。
- 2 その他、緊急災害等の発生により、平常保育ができない場合は臨時処置をとることもあります。保護者の皆様は、常に連絡が取り合える（携帯・職場の連絡先）状況を整えて下さい。
- 3 ホームページでのお知らせは、ネット環境によって、タイムラグが発生することが予想されます。各家庭でテレビ、ラジオ等で情報収集し確認をお願い致します。
- 4 緊急・災害時の各保育所への電話対応はさまざまな支障が出る可能性がありますので、控えていただくと助かります。
- 5 園児の緊急避難場所につきましては、あらかじめ各保育所でご確認ください。

◎このお知らせは重要書類として保存し、台風接近時や緊急災害時にご活用下さい。